

日立市スポーツ広場の指定管理者の指定について

別紙のとおり日立市スポーツ広場の指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月3日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

日立市スポーツ広場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
日立市折笠スポーツ 広場	公益財団法人日立市体 育協会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
日立市諏訪スポーツ 広場	公益財団法人日立市体 育協会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
日立市十王スポーツ 広場	公益財団法人日立市体 育協会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
日立市河原子北浜ス ポーツ広場	公益財団法人日立市体 育協会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
日立市中里スポーツ 広場	公益財団法人日立市体 育協会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで